

「あらほの申告教室」を開催します！



「あらほの申告教室」は、町民の皆さんが確定申告に備えるための教室です。申告時期になってから慌てないように、確定申告に不安のある方は必ずご参加ください。

- 確定申告の制度を理解して、上手に申告！上手に節税！
- 申告書の作成・提出方法を知って、申告相談会場へ行かずらくらく申告！

- ◆開催日 平成29年1月17日(火)
- ◆時間 ①午後1時30分から3時まで  
②午後7時から8時30分まで
- ◆会場 役場2階大会議室
- ◆持ち物 筆記用具(ボールペンなど)



### 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)のあらまし

住宅借入金等特別控除は、自己の居住用の住宅の新築・購入や増改築などのためにローンを組んだ人について、毎年の年末時点のローン残高の一定割合をその年分の所得税から控除する制度です。平成28年12月31日までに入居して住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合には、10年間で最大400万円の控除が可能となります。

また、所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額があるときは、住民税の所得割から控除を受けることができます(平成22年度から平成35年度まで)。



#### 【一般住宅の場合】

入居開始年月日	控除期間	ローン残高の限度額	控除率	1年間最大控除可能額	10年間最大控除可能額
平成26年4月～平成31年6月	居住開始から10年間	4,000万円	1.0%	40万円	400万円

※住宅ローン等を利用してマイホームの新築や増改築等をした方を対象に「住宅借入金等特別控除の申告準備説明会」を開催します。詳しくは、広報みなみさんりく11月号をご覧ください。



### <ゼイコップのワンポイントアドバイス> 「年末調整を上手に利用しよう！」

サラリーマンなど給与所得だけの人が住宅ローン控除の適用を受ける場合、初年度には必ず確定申告を行う必要がありますが、2年目以降は一定の書類※を提出することにより、年末調整時に住宅ローン控除の適用を受けることができます。年末調整の際に忘れずに手続きをしましょう。

なお、自営業者などは、毎年他の所得控除や税額控除と合わせて確定申告が必要です。

※一定の書類⇒税務署から送られてくる書類及び金融機関が発行している年末残高証明書

問い合わせ 町民税務課税務係 ☎46-1372

### おらほの 納税教室 ゼイコップ 第14話



次号につづく

#### 今月の税

国民健康保険税.....第7期  
後期高齢者医療保険料.....第6期  
介護保険料.....第6期

納付期限  
1月4日(水)

口座振替日  
12月26日(月)

